

地方ブロックの社会資本の重点整備方針

平成16年 6月

国土交通省
農林水産省

地方ブロックの社会資本の重点整備方針

1. 本方針は、社会資本整備重点計画（平成15年10月10日閣議決定）第1章第8項において、「国と地方の役割分担を明確化しつつ、社会資本の整備を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、各地方支分部局による社会資本の整備に係る重点目標や事業等に関する検討・整理をもとに、地方ブロックの社会資本の重点整備の方針をとりまとめる」こととして、位置付けられたものである。
2. この閣議決定に示された考え方を踏まえ、まず、各地方ブロック毎に、各地方支分部局が中心となって、個々の地方の意見を尊重しながら、都道府県・政令市と調整しつつ、地方経済界、有識者、住民、NPO等の意見を聞き、各地方ブロックの中長期的な社会資本整備の目標と必要な施策等の検討・整理を行った。その過程では、地方公共団体との共通認識を醸成することや、地域住民と意識の共有を図ること、また、地域住民等に対して理解され易いものにする事等の観点から、本方針に掲げる目標を説明する指標及びその達成に必要なと想定される主な施策や事業等について、各地方の個性、特長にも対応して、なるべく具体的なものとするよう努めた。
3. 本方針は、このような地方における濃密な議論を踏まえた検討・整理をもとにとりまとめたものである。
4. なお、海岸事業については、国土交通省河川局及び港湾局と農林水産省農村振興局及び水産庁が連携して施策の展開を図っており、相互に連絡調整するとともに、地方支分部局においても、国土交通省地方整備局と農林水産省地方農政局が連絡を密にし、検討・整理を行っている。
5. また、道路管理者が実施する交通安全施設等整備事業については、国土交通省と警察庁が連携して施策の展開を図っており、本方針の策定にあたっては警察庁との連携を図っている。